

西原町じどうかん ファミリークラブ会員募集!!

☆児童館とは?…児童館は「幼稚園生や小学生が遊ぶところ」だと思いませんか?
児童館は、子どもたちの健康で情操豊かな健全育成を目的とした施設です。乳幼児の親子から中高生まで利用できます。(安全上の理由により5歳以下のお子さんは保護者同伴での利用になります。)また、子どもを中心とした地域の方との交流活動の場でもあります。 ※幼稚園4歳児クラスのお子様は、5歳になっても保護者同伴です。
☆ファミリークラブとは…『町の子は、みんな我が子』を合い言葉に、子どもたちの健全育成を目的に楽しく活動するクラブです。児童館活動を一緒にできる方でしたら入会できます。
*ファミリークラブには3つのサークル、クラブがあり、好きなところに登録できます。

会員になるには?

ファミリークラブの4つの柱

- 親子及び世代の交流、文化活動
- 児童養育に関する研修活動
- 児童事故防止の活動
- その他、児童福祉の向上に寄与する活動

お近くの児童館で入会できます。(随時、会員募集中) 手続きされた児童館のファミリークラブの会員になれます。会費は無料です。(※ 材料費など実費がかかることがあります。)

主な活動内容
*クラブ全体…文化・生活向上の為に講座 世代交流会、交通安全マスコット作りなど
*マミーキッズ…親子体操 リトミック(講師が来ます)、3館合同社会見学 運動会 クリスマス会など
*わははクラブ…地域清掃 手作り会・行事のお手伝いなど
*おはなしクラブ…おはなし製作 地域へ出張おはなし会など

西原児童館 945-4393	西原東児童館 944-0976	坂田児童館 944-6308
マミーキッズ(乳幼児の親子対象) 水曜日 10:30~11:30	マミーキッズ(乳幼児の親子対象) 金曜日 10:30~11:30	マミーキッズ(乳幼児の親子対象) 水曜日 10:30~11:30
わははクラブ(小学生~一般対象) 毎月1回	わははクラブ(小学生~一般対象) 毎月1回	わははクラブ(小学生~一般対象) 毎月1回
	おはなしクラブ(小学生~一般対象) 毎月1回	

※曜日が変更になることもあるので、各児童館にお問い合わせください。

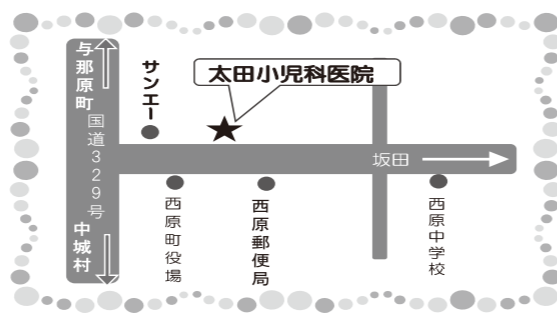
病後児保育事業について

4月より新たに利用登録が必要です!

この事業は、保育園に通園中の児童が病気の回復期にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かり保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としています。

☆実施施設
医療法人ひまわり会 太田小児科医院
西原町字小橋川164番地の2 電話946-5081

☆利用方法
事業の利用を希望する保護者は、事前に福祉部福祉課で利用登録をお願いします。(申請書は福祉部福祉課にあります。)
利用時は、利用申請書を直接、実施施設へ提出してご利用ください。
※利用するためには、毎年度登録が必要になります。
登録期間は、申請日から平成25年3月31日までです。



	月	火	水	木	金	土	日
午前	8時半~5時半まで			8時半~12時まで	8時半~5時半まで	8時半~3時半まで	×
午後	8時半~5時半まで			×			

☆利用料金
① 保育料 2,000円 (1人当たり日額。半日利用の場合は、保育料は半額になります。)
② 食費 500円
※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請してください。
申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。
(1) 市町村住民税非課税世帯 → 保育料一部免除(1,000円) ※半日の場合は半額
(2) 生活保護世帯 → 保育料全額免除

☆対象児童
西原町に居住する者で次のいずれかに該当する者
① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者。
② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)

☆対象となる病気
風邪、消化不良症(多症候性下痢)、麻疹、水痘、風疹、喘息等

お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 TEL945-5311

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障がいがあるため、常時の介護を必要とするなどの特別な負担を軽減するため、在宅の重度障がい児(者)に対して障害児福祉手当(特別障害者手当)を支給しています。ここでは、その制度について紹介します。

支給対象者	障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする 20才未満の在宅の障がい児で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当	精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする 20才以上の在宅の障がい者で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合。 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。	
手当額	障害児福祉手当	月額 14,280円 (平成24年4月から改正)
	特別障害者手当	月額 26,260円 (平成24年4月から改正)
支給	毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月までの3ヶ月分を、届け出た金融機関の口座に振り込みます。	
申請手続	認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本、住民票謄本の写、認定診断書などの必要書類を添えて、福祉部介護支援係障害支援係の窓口へ提出してください。なお、認定請求書などは役場又は南部福祉保健所に備えていますので、お問い合わせください。	

※手当の額は消費者物価指数の動向で変更されるため、平成24年4月より特別障害者手当等の額が変更となります。
<お問い合わせ>福祉部介護支援課(障害支援係) ☎945-5013 / 沖縄県南部福祉保健所総務福祉班 ☎889-6364

子どもの事故を予防しましょう!

医学の進歩や衛生状況がよくなったことで、昔に比べて病気で亡くなる子どもはかなり少なくなりました。しかしその反面、「不慮の事故」で亡くなる子どもが増えています。平成22年度人口動態統計によると、子どもの死因で「不慮の事故」が、0歳児は第4位ですが、1歳から4歳は第2位、5歳から9歳においては第1位、また、10歳から14歳も第1位となっています(表1)。また不慮の事故の内訳をしてみると、0歳で77.0%、1歳から4歳で52.3%、5歳から9歳で24.8%、10歳から14歳においては30.6%が、家庭内で事故が起きています。家庭内における主な不慮の事故の種類については、円グラフをご覧ください。

表1: 死因順位(第5位まで)
(平成22年度人口動態統計より)

